

平成29年度 前橋市運転免許証自主返納支援要項

平成29年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所交通政策課（5階）

電話 027-898-6263（直通）

027-224-1111（内線3263）

この支援制度の目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | | | | | | | |
|----------------|---|--------------|--|----------------|---|----------------|---|
| <p>目 的</p> | <p>運転免許証を自主的に返納した者に運転経歴証明書の交付に係る費用を助成し、公共交通利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、自主返納を促し、もって交通事故の抑止及び公共交通の利用促進を図ることを目的とします。</p> | | | | | | |
| <p>内 容</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 875 379 1160"> <p>対 象 者</p> </td> <td data-bbox="379 875 1460 1160"> <p>自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）運転免許証を自主的に返納した者で、本市に住所を有し、現に居住している者。 ※「運転免許証を自主的に返納した」とは、道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを群馬県公安委員会に申請し、取り消されたことをいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1160 379 1581"> <p>支 援 内 容</p> </td> <td data-bbox="379 1160 1460 1581"> <p>1 運転経歴証明書の交付手数料（1,000円）の全額助成 2 利用券の交付 次の各号のいずれかの利用券を交付します。 (1) 運転免許証自主返納支援バスカード（ころとんバスカ）1枚（利用可能額5,800円） (2) ふるさとバス回数券 5冊（利用可能額5,500円） (3) るんるんバス回数乗車券 5冊（利用可能額5,500円） (4) 上電マイレール回数乗車券 1冊（利用可能額5,500円）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1581 379 1991"> <p>交 付 条 件</p> </td> <td data-bbox="379 1581 1460 1991"> <p>1 運転経歴証明書交付手数料に係る助成及び利用券の交付は、運転免許証自主返納時に本人が申請した場合に1回限りの支援とし、利用券の再発行はいたしません。 2 利用券は、申請者のみ使用することができ、第三者に譲渡又は転売することはできません。 3 利用券の換金、払戻しはできません。 4 利用券は、利用する運送事業者の運送約款等に基づき使用できるものとしてします。</p> </td> </tr> </table> | <p>対 象 者</p> | <p>自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）運転免許証を自主的に返納した者で、本市に住所を有し、現に居住している者。 ※「運転免許証を自主的に返納した」とは、道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを群馬県公安委員会に申請し、取り消されたことをいいます。</p> | <p>支 援 内 容</p> | <p>1 運転経歴証明書の交付手数料（1,000円）の全額助成 2 利用券の交付 次の各号のいずれかの利用券を交付します。 (1) 運転免許証自主返納支援バスカード（ころとんバスカ）1枚（利用可能額5,800円） (2) ふるさとバス回数券 5冊（利用可能額5,500円） (3) るんるんバス回数乗車券 5冊（利用可能額5,500円） (4) 上電マイレール回数乗車券 1冊（利用可能額5,500円）</p> | <p>交 付 条 件</p> | <p>1 運転経歴証明書交付手数料に係る助成及び利用券の交付は、運転免許証自主返納時に本人が申請した場合に1回限りの支援とし、利用券の再発行はいたしません。 2 利用券は、申請者のみ使用することができ、第三者に譲渡又は転売することはできません。 3 利用券の換金、払戻しはできません。 4 利用券は、利用する運送事業者の運送約款等に基づき使用できるものとしてします。</p> |
| <p>対 象 者</p> | <p>自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）運転免許証を自主的に返納した者で、本市に住所を有し、現に居住している者。 ※「運転免許証を自主的に返納した」とは、道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを群馬県公安委員会に申請し、取り消されたことをいいます。</p> | | | | | | |
| <p>支 援 内 容</p> | <p>1 運転経歴証明書の交付手数料（1,000円）の全額助成 2 利用券の交付 次の各号のいずれかの利用券を交付します。 (1) 運転免許証自主返納支援バスカード（ころとんバスカ）1枚（利用可能額5,800円） (2) ふるさとバス回数券 5冊（利用可能額5,500円） (3) るんるんバス回数乗車券 5冊（利用可能額5,500円） (4) 上電マイレール回数乗車券 1冊（利用可能額5,500円）</p> | | | | | | |
| <p>交 付 条 件</p> | <p>1 運転経歴証明書交付手数料に係る助成及び利用券の交付は、運転免許証自主返納時に本人が申請した場合に1回限りの支援とし、利用券の再発行はいたしません。 2 利用券は、申請者のみ使用することができ、第三者に譲渡又は転売することはできません。 3 利用券の換金、払戻しはできません。 4 利用券は、利用する運送事業者の運送約款等に基づき使用できるものとしてします。</p> | | | | | | |

| | | |
|-------------|------------------|---|
| 手 続 等 | 交付申請の方法、時期等 | 群馬県総合交通センター内運転免許課窓口、前橋東交通安全協会運転免許窓口若しくは前橋東警察署大胡分庁舎運転免許窓口（以下「警察等窓口」という。）において、自動車等の運転免許証の取消申請をした後に、運転免許の取消通知書を添えて、運転経歴証明書交付手数料助成及び利用券交付申請書（様式第1号）により申請してください。 |
| | 交付決定の時期、交付方法 | <p>支援の内容に応じ、次に掲げる時期により交付決定とします。</p> <p>1 運転経歴証明書交付手数料 警察等窓口において、運転経歴証明書交付手数料助成及び利用券交付申請書（様式第1号）の受理をもって決定とし、群馬県証紙により交付手数料を助成します。</p> <p>2 利用券の交付 運転経歴証明書交付手数料助成及び利用券交付申請書（様式第1号）を受理した日から30日以内に交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第2号）及び利用券を送付します。</p> |
| | 交付決定の取消し又は助成金の返還 | <p>1 次の場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 交付条件に違反したとき。</p> <p>2 助成を受けた後に、交付決定を取り消された場合は、当該取消しに係る部分の金額を、指定された期限までに返還しなければなりません。</p> |
| | 経過措置 | 平成27年度以前に、本事業の要項に基づき前橋地区タクシー利用券の交付を希望した者は、交付された利用券に記載の有効期限まで、利用券を使用できるものとします。 |
| | 申請書等の様式 | <p>1 運転経歴証明書交付手数料助成及び利用券交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書（様式第2号）</p> |